

## 会 議 記 錄

次の協議会を次のとおり開催しました。

協議会名称	埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会																								
会議名	令和7年度第1回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会																								
開催日時	令和7年8月20日（水）午後2時00分から午後3時10分まで																								
開催場所	彩の国いきいきセンターすぎとピア 講座室																								
公開・非公開の別	公 开（傍聴者 0人）																								
議 題	<p>(1) 協議事項</p> <p>①地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について            ②自家用有償旅客運送に関する旅客から收受する対価に関する変更について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①軽微な事項の変更届申請状況について            ②令和6年度下半期実績報告について</p>																								
出 席 者 ※会長等○ 副会長等○	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">市川 照夫</td> <td style="width: 33%;">矢島 静江</td> <td style="width: 33%;">○大久保 佐知子</td> </tr> <tr> <td>大島 豊</td> <td>須田 恒男</td> <td>若林 敬子</td> </tr> <tr> <td>増野 美七海</td> <td>高山 文子</td> <td>野本 雄三</td> </tr> <tr> <td>山口 沙也</td> <td>小林 和政</td> <td>飯塚 光弘</td> </tr> <tr> <td>明野 真久</td> <td></td> <td>近藤 孝志</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>天海 いづみ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高橋 果奈</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○真鍋 陸太郎</td> </tr> </table>	市川 照夫	矢島 静江	○大久保 佐知子	大島 豊	須田 恒男	若林 敬子	増野 美七海	高山 文子	野本 雄三	山口 沙也	小林 和政	飯塚 光弘	明野 真久		近藤 孝志			天海 いづみ			高橋 果奈			○真鍋 陸太郎
市川 照夫	矢島 静江	○大久保 佐知子																							
大島 豊	須田 恒男	若林 敬子																							
増野 美七海	高山 文子	野本 雄三																							
山口 沙也	小林 和政	飯塚 光弘																							
明野 真久		近藤 孝志																							
		天海 いづみ																							
		高橋 果奈																							
		○真鍋 陸太郎																							

## 協 議 会 会 議 錄

### ○事務局

皆さん、こんにちは。ただ今から、令和7年度第1回「埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会」を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、司会を担当させていただきます、事務局の杉戸町福祉課社会福祉担当の奥貫と申します。  
 どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、委嘱状を交付いたします。

本来であれば、杉戸町長から交付させていただくところでございますが、都合により出席できませんので、杉戸町福祉課の米山課長が代理を務めさせていただきます。

また、時間の都合上、代表の方のみの交付とさせていただきます。

委員を代表いたしまして、幸手市民生委員・児童委員協議会会长の市川照夫（いちかわてるお）様、大変恐れ入りますが、議長席の前へお進みください。

### ○米山課長

委嘱状、市川照夫様、あなたを埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会委員に委嘱する。任期は令和8年3月31日までとする。

令和7年8月20日、杉戸町長 窪田裕之。よろしくお願ひします。

## ○市川委員

ありがとうございます。

## ○事務局

他の委員への交付につきましては、皆様の机に委嘱状を置かせていただいております。こちらを持ちまして委員の委嘱とさせていただきます。

なお、任期は本日より令和8年3月31日までとなります。

次に、杉戸町福祉課の米山課長から御挨拶を申し上げます。

## ○米山課長

皆様、こんにちは。杉戸町福祉課長の米山でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和7年度第1回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この協議会は、道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町が共同で設置した協議会でございます。

先ほど、委員の皆様に委嘱書を交付したところでございますが、快(こころよ)くお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

本日の議事につきましては、お手元の会議次第のとおり協議事項として「地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について」でございます。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、きたんのない御意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日はよろしくお願ひいたします。

## ○事務局

それでは、続きまして、次第4の自己紹介でございます。本日は、令和7年度第1回目の協議会でございます。委員の皆様をお手元の委員名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様には、その場で御起立いただき、お名前と御所属等の自己紹介をお願いいたします。

市川照夫委員

## ○市川照夫委員

幸手市民生委員・児童委員協議会会长の市川でございます。よろしくお願ひします。

## ○事務局

矢島静江委員

## ○矢島委員

白岡市民生委員・児童委員協議会の会長をしております矢島静江と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○事務局

大久保佐知子委員

## ○大久保委員

杉戸町民生委員・児童委員協議会の会長をしております大久保と申します。よろしくお願ひいたします。

## ○事務局

若林敬子委員

## ○若林委員

社会福祉法人たいむ共生で理事長をしております若林です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

大島豊委員

○大島委員

宮代町きらりびとみやしろの大島と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

須田恒男委員

○須田委員

杉戸町障がい者協議会会長の須田と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

野本雄三委員

○野本委員

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会（タクシー協会）の野本と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

飯塚光弘委員

○飯塚委員

朝日自動車労働組合の事務長を務めます飯塚と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

増野美七海委員

○増野委員

埼玉運輸支局輸送担当の増野と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

高山文子委員

○高山委員

埼玉県東部中央福祉事務所の高山と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

近藤孝志委員

○近藤委員

埼玉県企画財政部交通政策課の近藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

浅利梨奈委員

○白石委員

久喜市障がい者福祉課の浅利の代理で助川と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

天海いづみ委員

○天海委員

幸手市社会福祉課の天海と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

山口沙也委員

○山口委員

白岡市福祉課の山口と申します。よろしくお願ひします。

○事務局

小林和政委員

○小林委員

宮代町福祉課の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

高橋果奈委員

○高橋委員

杉戸町福祉課の高橋と申します。よろしくお願ひします。

○事務局

真鍋陸太郎委員

○真鍋委員

東京大学大学総合教育研究センターの真鍋と申します。よろしくお願ひします。

○事務局

明野真久委員。

○明野委員

昭和タクシーの明野と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、次第5の会長及び副会長の選出でございます。

本来であれば、「埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱」第8条の規定により、会長が議長となります。会長が選出されるまでの間、本町福祉課米山課長に仮議長をお願いします。

○米山課長（仮議長）

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます、福祉課長の米山でございます。会長及び副会長の選出でございますが、「埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱」第6条第1項に「協議会に会長及び副会長各1人を置く。」となっております。また、同条第2項に「会長は委員の互選により定める。」となっております。

はじめに会長の互選の方法につきまして、どのようにしたらよろしいか、委員の皆様の御意見を頂戴したいと存じます。いかがいたしましょう。

○市川委員

事務局一任

○米山課長（仮議長）

ただ今、市川委員から「事務局一任」との意見がございましたが、いかがでしょうか。

<委員から拍手>

ありがとうございます。

それでは、真鍋委員、会長を推薦いたします。

真鍋委員におかれましては、以前から埼葛北地区の福祉有償運送に専門的な立場から関わっていただき、当協議会の会長を歴任されております。

私は、その学識経験と今までの経験から、真鍋委員が会長に適任であると考えます。

皆さん、いかがでしょうか。

よろしければ、拍手をお願いいたします。

<委員から拍手>

ありがとうございます。

それでは、真鍋委員、会長を引き受けていただけますでしょうか。

○真鍋委員

はい。承知いたしました。よろしくお願ひします。

○米山課長（仮議長）

ありがとうございます。令和7年度の当協議会の会長は真鍋委員に決定をいたしました。

続きまして、副会長の選出につきましては、埼玉県埼葛北地区福祉有償運送の要綱に基づきまして、「副会長は、会長の指名した者をもって充てる。」となっておりますので、真鍋会長に副会長を指名していただきたいと存じます。

○真鍋委員（会長）

それでは、副会長は、杉戸町民生委員・児童委員協議会の大久保委員にお願いしたいと思います。

○米山課長（仮議長）

ただ今、真鍋会長から副会長に大久保委員が指名されました。大久保委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○大久保委員

はい。よろしくお願ひいたします。

○米山課長（仮議長）

ありがとうございます。それでは、会長及び副会長の選出が終わりましたので、真鍋会長は会長席へ、大久保副会長は副会長席への移動をお願いいたします。

それでは、最初に新会長に就任しました真鍋会長から就任の御挨拶を頂戴したいと存じます。

○真鍋会長

皆様、改めてこんにちは。今年度、埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会長を仰せつかりました真鍋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日も必要性についてご議論をいただく運びとなりますが、実際のところ、当地区におきましても、移動に困難を覚える方に対する公共交通が非常に不足している状態であるかと存じます。

本日改めて確認いたしますが、そうした中でNPOによる福祉有償運送が非常に重要な役割を担っております。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○米山課長（仮議長）

ありがとうございました。会長及び副会長が選出されたので、仮議長の職を退かせていただきます。御協力ありがとうございました。

この後の議事進行につきましては、真鍋会長にお願いしたいと思います。

それでは、真鍋会長よろしくお願ひいたします。

○真鍋会長（議長）

それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思います。円滑な進行にご協力をお願ひいたします。まず、議事に入る前に、議事録署名委員を選任させていただきます。

署名委員につきましては、本日ご出席いただいている委員の名簿順で選任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

恐縮ですが、市川委員と矢島委員に署名人をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○市川委員及び矢島委員

はい。

## ○真鍋会長（議長）

はい、ありがとうございます。では、本日の議事録の作成後に事務局からお二人に御署名をお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

では、議事に入っていきたいと思いますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

## ○事務局

本日は傍聴希望者がおりません。

## ○真鍋会長（議長）

はい、わかりました。

傍聴希望者はいないということですのでそのまま議事に入ります。

（1）協議事項ア「地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

## ○事務局

それでは、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断についてご説明いたします。初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、まず運営協議会の役割と趣旨について簡単に御説明し、その後に、本日の議題としてお諮りする経緯を含めてご説明いたします。

はじめに、運営協議会の役割と福祉有償運送の趣旨からご説明申し上げます。

まず、福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関によって要介護者や身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められるものです。NPO法人等が、実費の範囲内の対価によって、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用し、当該法人等の会員に対して行う、原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことをいいます。

道路運送法では、自動車を用いて旅客の有償運送を行おうとする者は国土交通大臣の許可が必要となっており、運行管理など運行の安全を確保するために、事業者として講すべき措置が義務づけられています。

自動車を用いて有償で他人を運送するのは、原則として、公共交通機関であるバスやタクシー事業者が担うべきものです。そのため、移動制約者等の輸送について、当該地域内の公共交通機関事業者だけでは十分な運送サービスが提供されない場合に限り、その輸送を確保するために福祉有償運送が必要であることについて、市町村が主宰する運営協議会を構成する関係者が合意した場合に、埼玉県知事の登録を経てNPO等による実施が認められることとなっております。

なお、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町につきましては、埼玉県埼葛北地区という地域の実情に鑑み、「埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱」を定め、関係市町が共同で運営する協議会を設置しております。

福祉有償運送の実施を認めるに当たり、運営協議会は、移動制約者等による移送ニーズと、当該地域内の旅客自動車運送事業者による運送サービスの提供状況を的確に把握した上で、当該地域における福祉有償運送の必要性に関する判断を行う必要があります。また、運営協議会では、運送の区域、運送の対価、旅客の範囲などについても合意を得ることとされています。これらの事項について判断する際には、当該地域について福祉有償運送の必要性があるという認識が運営協議会構成員の間で共有された上で、各事項について当該必要性から合理的に導かれる内容とすることが必要となっております。

「福祉有償運送の必要性の判断」については、平成23年6月に「運営協議会における合意形成のあり方検討会の報告」が国土交通省自動車交通局旅客課によって取りまとめられ、その中で、繰り返しになりますが、『旅客は本来、バス・タクシー等の公共交通機関が担うべきものであるということを関係者が認識することが重要であり、公共交通機関だけでは、十分な輸送サービス

を確保できないことの確認を運営協議会で諮った上で協議を進めることが大前提であること。さらに、移動制約者の移動機会の確保に関する長期的な対応も含め議論を深めるためには、数量的なデータの把握が必要である』という指摘がなされています。

このことについては、平成25年度の当該協議会において、その際に提示した資料や意見等を踏まえ、数的なものとして、福祉有償運送は必要ということを確認され、その上で、必要性、安全性及び信頼性などを確認していく結論に至ったものでございますが、経年により数的データに多少なり変動があるかと思いますので、ここで、改めて「福祉有償運送の必要性」について、お諮りをし、今後の協議会における登録等について、「福祉有償運送の必要性」を協議会で合意された形で進めてさせていただくところでございます。

そこで、今回、皆様にお諮りするにあたり、お手元の資料1にございますように、久喜市・幸手市・白岡市・宮代町及び杉戸町の各市町より、数量的なデータと、それを踏まえた上での、「福祉有償運送の必要性についての考え方」を御提出いただいておりますので、本資料をもとに福祉有償運送の必要性を御確認いただきたいと存じます。

以上でございます。

○真鍋会長（議長）

はい、ありがとうございます。

必要性の判断等のご説明をいただきました。こちらにつきまして、ご質問等はございますか。4ページが埼葛北地区全体を集計したもので、5ページから9ページが各市町の状況の数字等が記載されています。必要性の判断に関する資料になります。こちらに関しまして、ご意見、ご質問等はございますか。

はい、お願ひします。

○市川委員

幸手の市川です。4ページの5について、空白ですが、埼葛北地区の考えは

○真鍋会長（議長）

こちらについては、埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会で決めることになります。資料1をご確認いただくと、タクシー等の公共交通機関における福祉車両の台数が、以前に比べるとずいぶんと増えているのが現状です。しかし、県全体で727台に対し、埼葛北地区の移動制約者の合計人数は43,055人です。重複もあるとはいえ、この台数で対応できるのかという点が懸念されます。各市町の必要性についても記載がありますが、皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。

特にご質問等ないようでしたら、協議会として判断することになりますが、「必要である」という方向で判断してよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○真鍋会長（議長）

ありがとうございます。では、当地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断については「必要だ。」とことにしたいと思います。ありがとうございました。

では、次の議題に進みたいと思います。

協議事項の2番目です。皆様にご確認いただきたい点がございます。

本日ご出席いただいている、第2号委員の若林様は、今回変更申請を行う社会福祉法人たいむ共生会の理事長を務めていらっしゃいます。

この後の議事では、若林様に説明員としてご参加いただき、退席を求めずにご説明をいただくこ

とについて、皆様のご了承を賜りたく存じます。

では、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

今回、お手元の資料2のとおり、「社会福祉法人たいむ共生会」様から「自家用有償旅客運送に関する旅客から收受する対価に関する変更申請書」が提出されております。

窓口市町は久喜市でございますので、久喜市事務局から概要の説明をいたします。

#### ○助川氏（久喜市）

久喜市から御説明させていただきます。「社会福祉法人たいむ共生会」より対価に関する変更について相談がありました。

資料2をご覧ください。生活サポート事業利用の場合、待機料金、介助料金、新しく燃料代を追加したい。次に、生活サポート事業以外の利用の場合は、運送対価の見直し、生活サポート事業利用と同じような形で、待機料金及び介護料金、新しく燃料代を追加したいということで、ご相談がございましたので、協議会のほうで、検討していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○真鍋会長（議長）

はい、ありがとうございます。

今の説明に「たいむ共生会」から補足することはございますか。

#### ○たいむ共生会

変更理由につきましては、待機料金は時間制で行っていることから、埼玉県乗用自動車協会を参考に金額を設定いたしました。燃料費は実費相当分として、目的地までの最短距離 × 30円を計上したところです。

また、生活サポート事業以外の利用の場合における運送の対価を、人件費の高騰に伴い、1,200円から1,500円に変更しております。

#### ○真鍋会長（議長）

確認ですが、燃料費代金の最短距離とはキロメートルでよろしいですか。

また、「最短距離」と書かれているため、実際の走行距離（道のり）ではなく、地図上で直線に引いた距離を指す、という理解でよろしいでしょうか。

#### ○たいむ共生会

キロメートルになります。また、最短距離は道のりになります。

#### ○真鍋会長（議長）

では、変更点について、御意見、御質問等はございますか。

#### ○明野委員

先ほど会長がお伝えしたとおり、燃料代金の算出にあたっては、「キロメートル」や「1キロあたり」などの単位を明確に記載してください。

また、「最短距離」という表現は、地図上の直線距離と誤解される可能性があるため、「最短走行距離」または「最短道のり」に変更していただきたいです。

もう一点、出発地点はどちらになりますか。事務所が出発地点となるのであれば、その旨をしっかりと記載してください。

これらの点を明確にすることで、利用者にとってもわかりやすくなると思います。

#### ○たいむ共生会

はい。わかりました。

#### ○真鍋会長（議長）

他に御意見、御質問等はございますか。

○近藤委員

「介助料金」との記載がありますが、これは福祉有償運送（移動サービス）ではなく、介護サービス（乗降・移動介助）の料金に該当するのではないでしょうか。

○真鍋会長（議長）

乗車中に利用者が暴れたりする恐れがある場合ですか。

○たいむ共生会

知的障害の利用者が多く、1対1ではなく1対2の対応になります。

○近藤委員

この協議は、運送に関することで、介助や介護の場合は別になる。

○真鍋会長（議長）

運送中の行為であっても、対価ではないのか

○近藤委員

今、いろいろと見ているのですが、おそらく乗降部分に関するものは輸送に見えるのかな

○真鍋会長（議長）

今までの団体は、この部分を対価として記載しているが、仮に協議体の承諾を得なくても問題ない部分となり得る。

ここに記載せず、別の様式に記載すれば自由に金額を設定できる。

○須田委員

介助員ですが、車一台に利用者が1名としたら、運転手が対応できないのか

○真鍋会長（議長）

今回の介助料金は運転手以外のもうひとりの介助者になります。

埼玉県の近藤委員からのお話によると、介助料金は、この場で協議する対象ではない。自由に設定できるものかとおっしゃっているところです。

では、この協議会では、記載して良いと判断できるが、福祉有償の関係でここに記載があると審議する必要になってしまいますが、いかがいたしますか。介助料金は自由に設定できますが。

○たいむ共生会

例えば、福祉サービスで、行動援助や同行援助がありますが、一緒に使って良いことですか。

○真鍋会長（議長）

福祉有償に含まれない部分になりますので、協議の対象ではないものになります。

○たいむ共生会

介助料金は今まで記載されているものですので、引き続き記載させていただきます。

○真鍋会長（議長）

今回、変更になった部分は、利用者用のパンフレットを作成していると思いますので、併せて変更をお願いします。

変更の申請書は、会長と事務局で修正箇所を確認して、対応させていただきますので、修正した申請書の提出をお願いします。

では、報告事項に入りたいと思います。「ア 軽微な事項の変更届申請状況について」と、「イ 令和6年度下半期実績報告について」、こちら一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、軽微な事項の変更届申請状況について、御説明いたします。資料3を御覧ください。

軽微な事項の変更届申請状況一覧ということで、こちらの表のとおり埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会管内登録団体より軽微な事項の変更届がありましたので報告いたします。

まず1つ目、「社会福祉法人たいむ共生会」様からは、令和7年2月21日付けで、運転者の変更で2名減、変更後が合計49名、変更前は51名です。

また、登録車両の変更で、車両の入れ替えが1台、変更後が車両合計32台、変更前は32台です。

次に、令和7年2月21日付けで運転者の変更で1名増、変更後が合計50名、変更前は49名です。

また、登録車両の変更で、車両の入れ替えが2台、変更後が車両合計32台、変更前は32台です。

次に、令和7年6月6日付けで登録車両の変更で、車両の入れ替えが2台、変更後が車両合計32台、変更前は32台です。

2つ目、「一般社団法人あかり」様からは、令和7年4月1日付けで運転者の変更で6名増、10名減、変更後が合計114名、変更前は118名です。

また、旅客名簿の変更で13名増、1名減、変更後が合計144名、変更前は132名です。

3つ目、「社会福祉法人久喜市社会福祉協議会」様から令和6年11月22日付けで登録車両の変更で1台減、変更後が車両合計7台、変更前は8台です。

また、運転者の住所変更で1名、変更後が合計20名、変更前は20名です。

4つ目、「特定非営利活動法人すずらん」様から令和7年5月15日付けで登録車両の変更で、車両の入れ替えが1台、変更後が車両合計3台、変更前は3台です。

5つ目、「社会福祉法人 元気村」様からは、令和7年1月15日付けで、運転者の変更で1名増、変更後が合計5名、変更前は4名です。

6つ目、「特定非営利活動法きらりびとみやしろ」様から令和7年2月28日付けで登録車両の変更で、車両の入れ替えが1台及び変更が1台減、変更後が車両合計17台、変更前は18台です。

また、運転者の変更で9名減、変更後が合計25名、変更前は34名です。

さらに、旅客名簿の変更で15名増、6名減、変更後が合計185名、変更前は176名です。

次に、令和7年7月18日付けで登録車両の変更で2台増、変更後が車両合計19台、変更前は17台です。

また、運転者の変更で4名増、変更後が合計29名、変更前は25名です。

さらに、旅客名簿の変更13名増、16名減、変更後が合計173名、変更前は176名です。

続きまして、令和6年度下半期の実績報告について御説明いたします。資料4を御覧ください。項目を順に読み上げて参ります。

まず、「たいむ共生会」様、運送の区域が久喜市、白岡市、幸手市、車両数32、会員数120、走行20,288キロ、運送回数2,316回、運送収入3,875（千円）、交通事故件数0、苦情対応件数0、運転者数49。

次に「社会福祉法人誠会」様、運送の区域が久喜市、幸手市、杉戸町、車両数20、会員数26、走行1,429キロ、運送回数237、運送収入584（千円）、交通事故件数0、苦情対応件数0、運転者数19。

次に「あかり」様、運送の区域が久喜市、杉戸町、宮代町、幸手市、白岡市、車両数26、会員数116、走行23,215キロ、運送回数3195、運送収入1,629（千円）、交通

事故件数0、苦情対応件数0、運転者数114。

次に「久喜市社会福祉協議会」様、運送の区域が久喜市、車両数8、会員数57、走行10キロ、運送回数3回、運送収入2（千円）、交通事故件数0、苦情対応件数0、運転者数20。

次に「白岡市地域支援いの木」様、運送の区域が白岡市、車両数2、以下0、運転者数2。

次に「きらりびとみやしろ」様、運送の区域が宮代町、杉戸町、幸手市、久喜市、車両数17、会員数176、運行状況が8,243キロ、運送回数2,316回、運送収入3,875（千円）、交通事故件数0、苦情対応件数0、運転者数49。

次に「すずらん」様、運送の区域が久喜市、車両数3、会員数0、運行状況が86キロ、運送回数12回、運送収入21（千円）、交通事故件数0、苦情対応件数0、運転者数5。

次に「社会福祉法人元気村」様、運送の区域が久喜市、車両数3、会員数11、運行状況が39キロ、運送回数16回、運送収入6（千円）、交通事故件数0、苦情対応件数0、運転者数4。

次に「一般社団法人市一障がい福祉じゅれー」様、運送の区域が宮代町、久喜市、杉戸町、白岡市、幸手市、車両数1、会員数10、以下0で運転者数1。

以上でございます。

#### ○真鍋会長（議長）

はい、ありがとうございます。御意見、御質問等はございますか。

今回、2団体が廃止となっているところです。

#### ○近藤委員

2点お伺いします。2の誠会ですが、R6年度上半期の走行キロ3000に対し、運送収入が90は下半期に比べると数字がおかしく感じます。

また、4の久喜市社会福祉協議会が令和7年度に廃止ですが、具体的な日にちや利用者さんを抱えていたようですが、その対応を廃止に伴う経緯を含めて伺います。

#### ○久喜市（助川さん）

手元に資料がないので詳細は不明です。

#### ○事務局

改めて事業者に確認して、委員の皆さんには資料提供させていただきます。

#### ○久喜市（助川さん）

久喜市社会福祉協議会が令和7年度に廃止ですが、実際は6年度末になっております。

利用者については、事前に相談し、別の事業所に振り替える形をとっています。

利用者も減少し、車両も古くなってきたことから事業廃止と伺っております。

#### ○真鍋会長（議長）

本日の資料の2ページ目に運送者リストも添付しており、久喜市においては、複数の事業者がいることから、社協は手をひいたかたちになっています。

#### ○若林委員

資料3の6きらりびとみやしろのR7.2.28付けの旅客名簿の変更で変更後、変更前の合計人数が合わないのですが、また、R7.7.18付けの旅客名簿の変更も同様です。

#### ○事務局

改めて確認して、委員の皆さんには資料提供させていただきます。

#### ○若林委員

資料3の運行状況・運送収入ですが、たいむ共生会は総額を記入しているのですが、同規模の走行距離ですが、運送収入が半分以下になっておりますが、補助金など含まれてはいないですか。

#### ○真鍋会長（議長）

この協議会では、総額を記入していただいておりますが、県の見解としては、実際頂いた金額で修正したいとの話もあるところです。

○近藤委員

運送収入については、現在、各事業者で記入しているのが現状です。特に明確な取り決めがないため、今後検討が必要であると認識しております。記載要領などが決まり次第、情報提供させていただきます。

○真鍋会長（議長）

過去の会議でも同様の質問があり、埼葛北・埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会では、補助金等を含めて総額を記載していただくようお願いしております。

今後、県の取り決めがありましたら、県の方針で対応したいと思います。

その他、御意見、御質問等はございますか。

ないようですので、事務局からその他の報告をお願いします。

○事務局

事務局から2点の報告がございます。

1点目でございますが、第2回協議会は、令和8年2月の開催を予定しております。

委員の皆様には、開催日決定後に開催通知を送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

2点目でございますが一部の委員に開催通知に同封させていただきました「口座振込情報（債権者）登録依頼書」の提出がお済でない方につきましては、閉会後に事務局への御提出をお願いいたします。

○真鍋会長（議長）

事務局からの御連絡に御質問等はございますか。よろしいですかね。はい。

これで本日予定されている全て終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。では、事務局の方に最後戻したいと思います。

○事務局

真鍋会長ありがとうございました。

閉会にあたり大久保副会長から御挨拶いただきたいと存じます。

お願いします。

○大久保副会長

はい、朝早くからの慎重審議の会議、皆様方お疲れさまでございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。